板柳町地域防災計画

－資料・様式編－

平成30年3月

板柳町防災会議

ー目　次ー

資料１　岩木川水系岩木川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）　……1
資料２　岩木川水系浅瀬石川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）　……2
資料３　岩木川水系平川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）　……3
資料４　岩木川水系十川浸水想定区域図　……4
資料５　浸水想定区域内の要配慮者施設　……5
資料６　板柳町防災行政用無線局運用管理規程　……7
様式１　被害者実態調査（個票）　……16
様式２　被害者名簿　……17
様式３　災害速報・災害確定報告　……18
様式４　災害状況調　……19
様式５　救助の実施状況　……20
様式６　医療施設被害　……21
様式７　環境衛生施設被害　……22
様式８　水道施設被害　……23
様式９　水稲被害（水害）　……24
様式10　水稲被害（風害、干害、霜害等）　……25
様式11　りんご被害　……26
様式12　畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害　……27
様式13　果樹類樹体被害（りんごを除く）　……28
様式14　畜産関係被害（家畜・畜産物等）　……29
様式15　畜産関係被害（牧草・飼料作物等）　……30
様式16　農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）　…31
様式17　農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）　……32
様式18　農業関係非共同利用施設被害　……33
様式19　農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害　……34
様式20　農地・農業用施設関係被害　……35
様式21　商工業、観光業施設被害　……36
様式22　土木施設被害（国、県、町別）　……37
様式23　建築物被害　……38
様式24　文教関係被害　……39
様式25　福祉施設被害　……40

様式26　その他の公共施設被害　……41

資料１　岩木川水系岩木川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

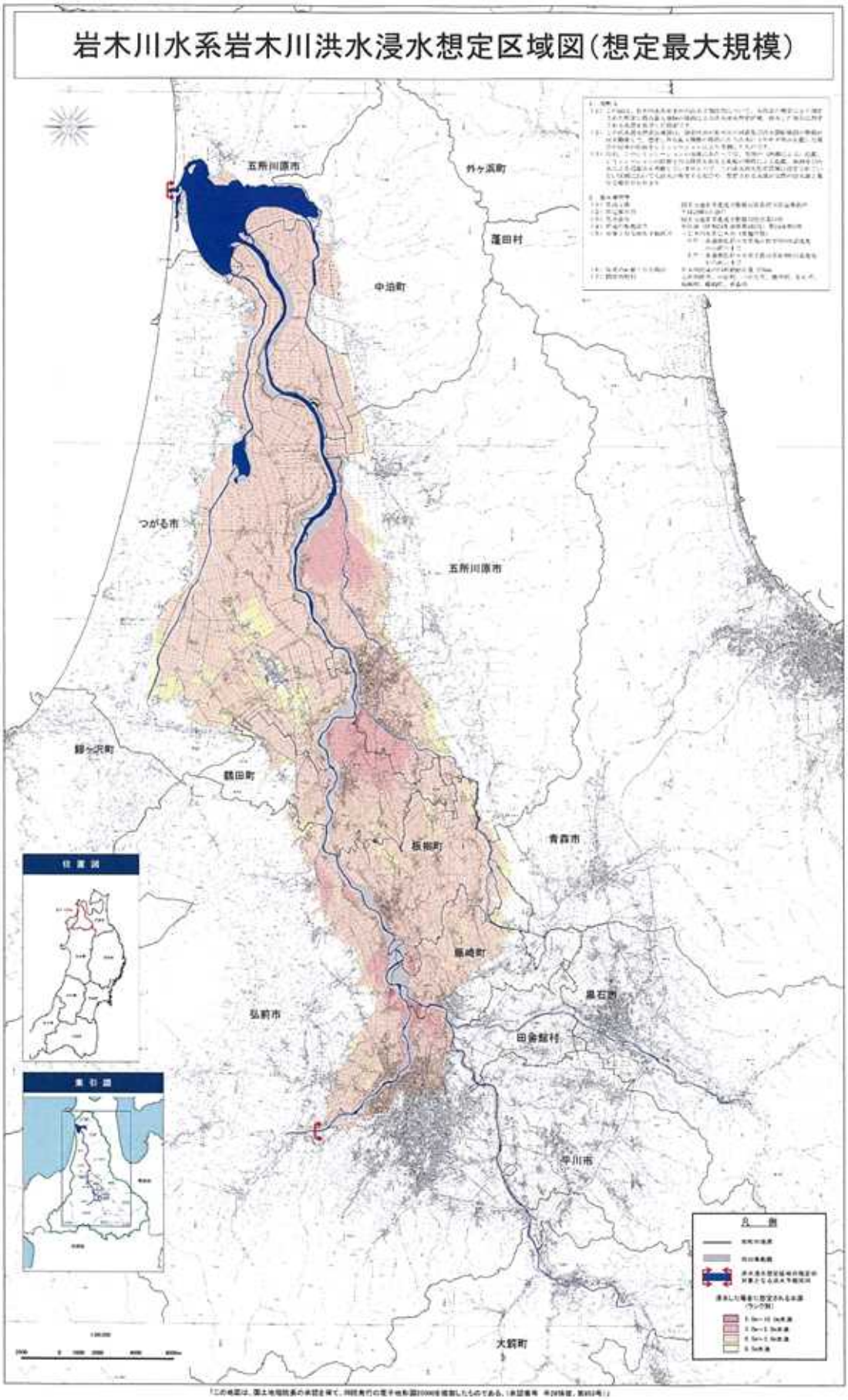

資料２　岩木川水系浅瀬石川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

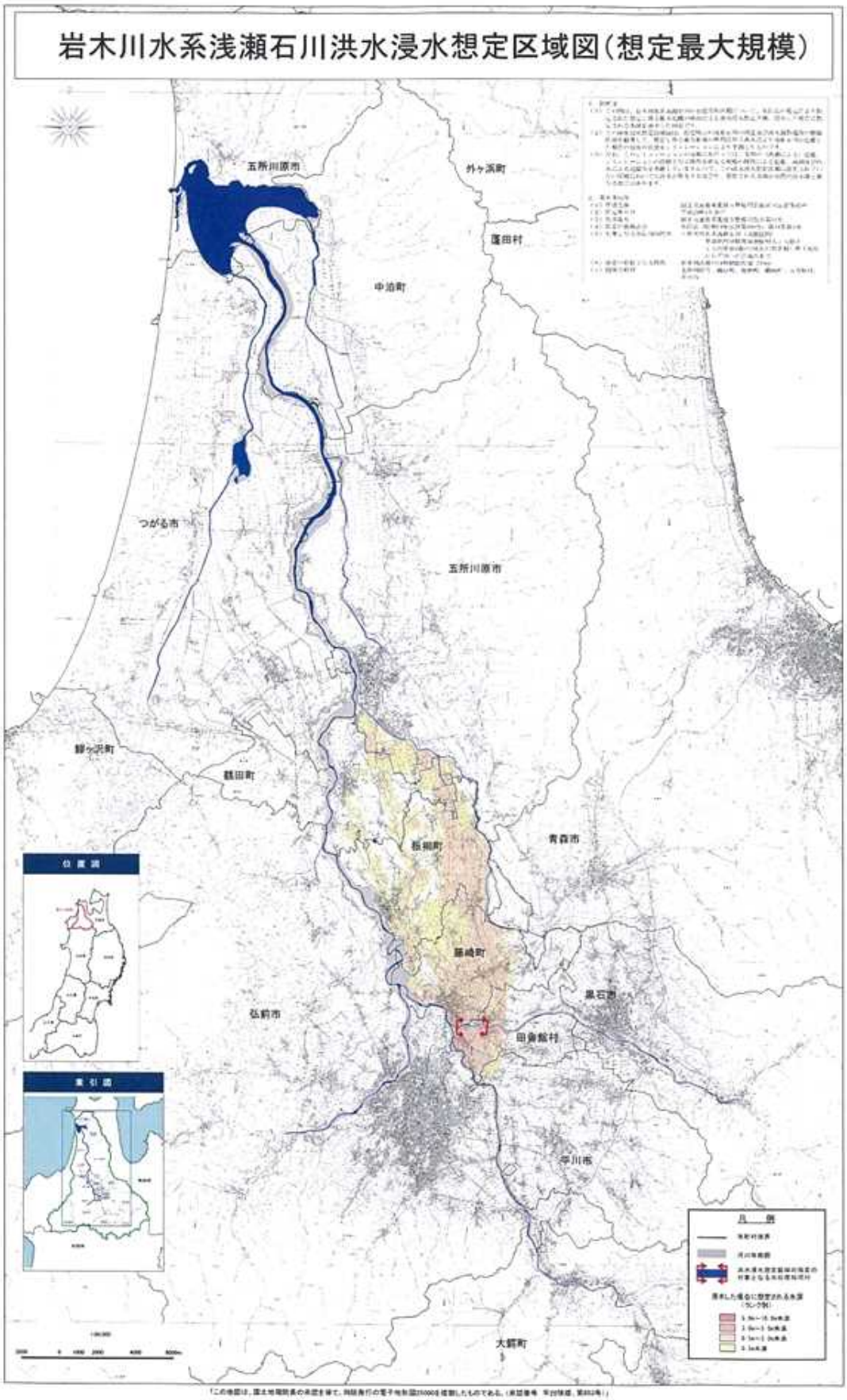

資料３　岩木川水系平川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

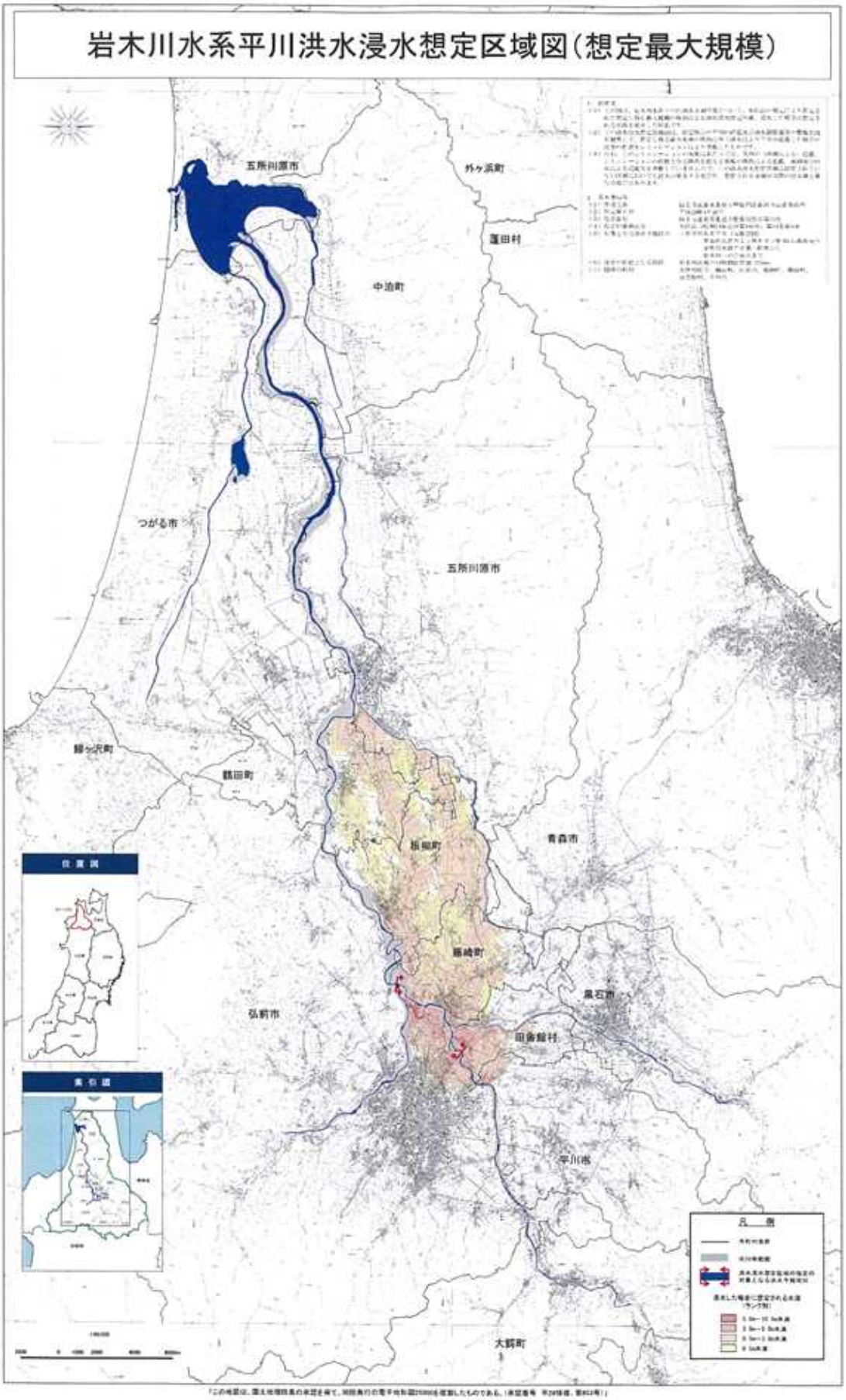

資料４　岩木川水系十川浸水想定区域図

岩木川水系十川 浸水想定区域図

1　説明文

(1)　この図は、岩木川水系十川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。

(2)　この浸水想定区域等は、指定時点における十川の河道整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね50年に1回程度起こる大雨が降ったことにより十川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。

(3)　シミュレーションに当たっては、支派川のはん濫、想定を越える降雨、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2　基本事項等

(1) 作成主体	青森県　県土整備部　河川砂防課
(2) 指定年月日	平成18年6月21日
(3) 指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条1項
(4) 対象となる洪水予報河川	岩木川水系十川 (実施区間：左岸　青森県北津軽郡板柳町大字滝井字大沼82番地先十川橋上流端から青森県五所川原市字元町27番地先岩木川合流点まで、 右岸　青森県北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋51番12地先十川橋上流端から青森県五所川原市字元町27番地先岩木川合流点まで
(5) 指定の前提となる計画降雨	平成18年6月2日付け　青森県告示第462号) 十川（五所川原地点）上流域の24時間雨量 171 mm
(6) 関係市町村	五所川原市、青森市、鶴田町、板柳町、藤崎町
(7) その他計算条件等	はん濫シミュレーションは、一定の破堤条件を設定し、はん濫計算は50mメッシュで行い、浸水想定区域及び浸水深は50mメッシュでの地盤高から推定したものです。

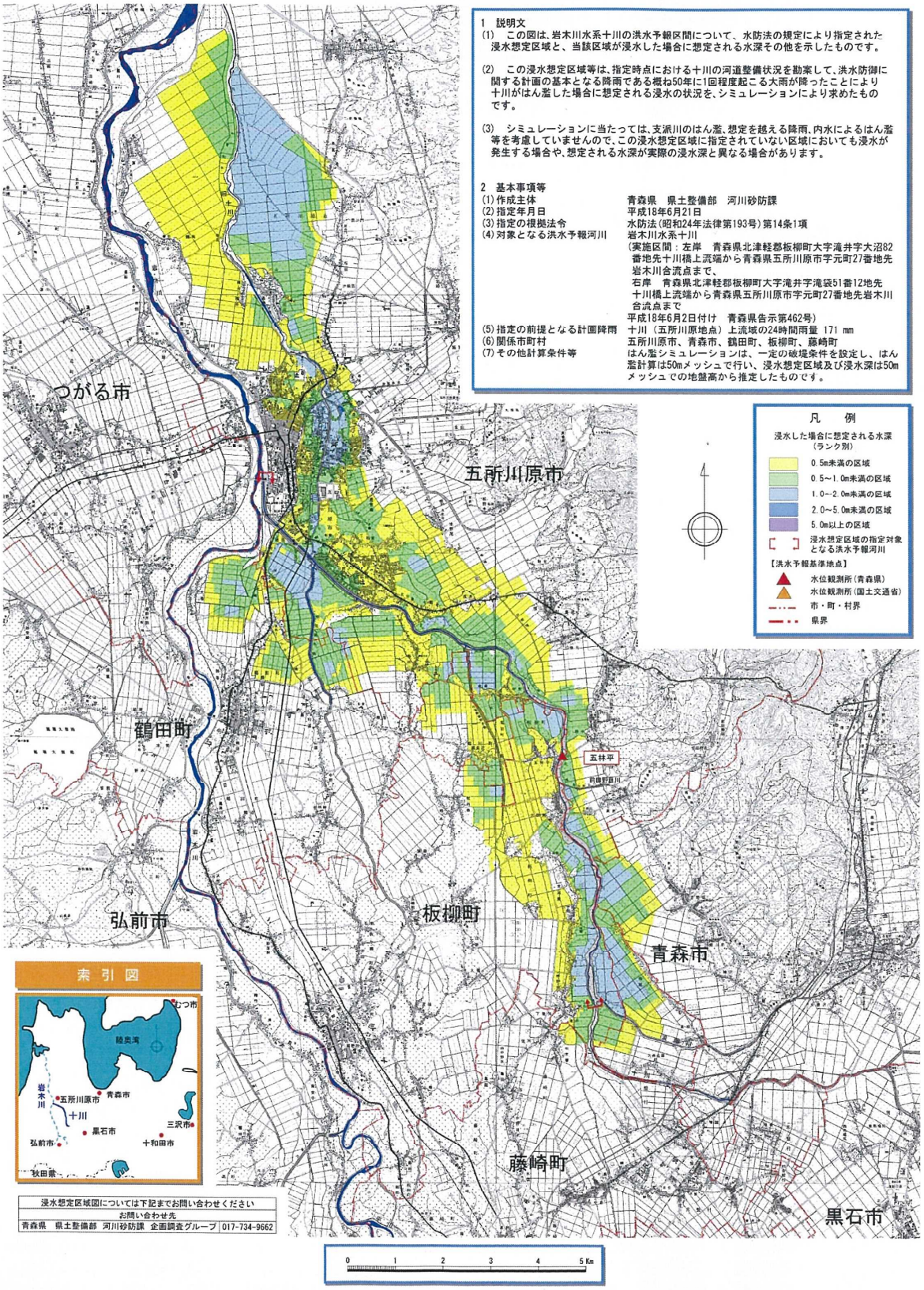

浸水想定区域図については下記までお問い合わせください	
お問い合わせ先	
青森県　県土整備部　河川砂防課　企画調査グループ	017-734-9662

資料５　浸水想定区域内の要配慮者施設

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者等の要配慮者が利用する施設

（ア）岩木川浸水想定区域

施設の名称	所在地	電話	備考
特別養護老人ホーム鶴住荘	野中	73-5511	
グループホームいたや荘	文京町	79-2100	
グループホーム鶴住	野中	73-3196	
グループホームみどり	大町	79-1150	
グループホームライラック	掛落林	79-1078	
ケアハウスいたや荘	文京町	79-2100	
まちだハウス１号	大町	79-2161	
まちだハウス２号	大町	72-1261	
まちだ館	東雲町	79-2341	
有料老人ホームやよい	田中錦町	73-3455	
有料老人ホームライラック	掛落林	73-5107	
ショートステイ鶴住	野中	73-5511	
デイサービスセンターいたや荘	文京町	79-2100	
デイサービスセンターひばの里	掛落林	73-2651	
デイサービスセンター鶴住	野中	73-5511	
みどりデイサービスセンター	大町	73-3660	
国民健康保険板柳中央病院	栄町	73-3231	
田中外科内科医院	仲町	73-2525	
野宮医院	博労町	73-2256	
渡部胃腸科内科	東雲町	73-2217	
板柳第一保育所鶴住	栄町	72-1530	
板柳第二保育所鶴住	赤田	73-2683	
板柳第三保育所鶴住	田中錦町	73-5570	
畑岡保育所鶴住	横沢	73-3482	
小阿弥保育所鶴住	高増	77-2501	
沿川保育所鶴住	四ッ谷	77-2111	
けあほうむ里の家	掛落林	090-7070-6935	

施設の名称	所在地	電話	備考
就労継続支援センターあいゆう工房	四ッ谷	77-2775	
いきいきセンター（老人憩いの家）	栄町	72-0965	

（イ）浅瀬石川浸水想定区域

施設の名称	所在地	電話	備考
グループホームいたや荘	文京町	79-2100	
グループホームみどり	大町	79-1150	
ケアハウスいたや荘	文京町	79-2100	
まちだハウス１号	大町	79-2161	
まちだハウス２号	大町	72-1261	
まちだ館	東雲町	79-2341	
有料老人ホームやよい	田中錦町	73-3455	
デイサービスセンターいたや荘	文京町	79-2100	
みどりデイサービスセンター	大町	73-3660	
国民健康保険板柳中央病院	栄町	73-3231	
渡部胃腸科内科	東雲町	73-2217	
板柳第三保育所鶴住	田中錦町	73-5570	
畑岡保育所鶴住	横沢	73-3482	
沿川保育所鶴住	四ッ谷	77-2111	
就労継続支援センターあいゆう工房	四ッ谷	77-2775	
いきいきセンター（老人憩いの家）	栄町	72-0965	

（ウ）十川浸水想定区域

施設の名称	所在地	電話	備考
沿川保育所鶴住	四ッ谷	77-2111	
就労継続支援センターあいゆう工房	四ッ谷	77-2775	

資料６　板柳町防災行政用無線局運用管理規程

○板柳町防災行政用無線局運用管理規程

平成四年八月二十八日

訓令甲第四号

（目的）

第一条　この規程は、板柳町地域防災計画に基づく災害対策に係る業務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する板柳町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の運用及び管理について、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一　「無線局」とは、電波法第二条第五号に規定する無線局をいう。

二　「同報親局」とは、特定の二以上の受信設備に対し、同時に同一の通報を送信する無線局をいう。

三　「同報子局」とは、同報親局の通信の相手方となる受信設備又は当該受信機能に併せ時局の動作確認等に係る信号の送信機能（アンサーバック機能）を持つ固定局をいう。

四　「基地局」とは、陸上移動局を通信の相手方とする移動しない無線局をいう。

五　「陸上移動局」とは、陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

六　「無線系」とは、前各号の無線局及びその付帯設備を含めて一体となって運用するシステムをいう。

七　「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けかつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

（平二二訓令一四・一部改正）

（無線局の回線構成）

第三条　無線局の回線構成及び配置等は、別表第一のとおりとする。

（無線系の管理責任課）

第四条　無線系の管理責任課は、地域防災計画により災害対策本部の設置される総務課とする。

（無線系の総括管理者）

第五条　無線系に総括管理者を置く。

2　総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3　総括管理者は、町長の職にある者をあてる。

（無線系の管理責任者）

第六条　無線系に管理責任者を置く。

2　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理運用の業務を行うとともに通信取扱者及び管理者を指揮監督する。

3　管理責任者は、管理責任課の長の職にある者をあてる。

（通信取扱責任者）

第七条　無線系に通信取扱責任者を置く。

2　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3　通信取扱責任者は、管理責任者が管理責任課の職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これにあてる。

（管理者）

第八条　管理責任課以外に通信操作を行う付帯設備を設置している課に管理者を置く。

2　管理者は、総括責任者の命を受け、当該課に設置されている付帯設備の管理監督の業務を所掌する。

3　管理者は、本庁にあっては当該課の長を、出先機関等にあっては当該機関等の長をもってあてる。

（無線従事者の配置）

第九条　総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に必要な員数の無線従事者を確保し、管理責任課には確実に配置するものとする。

2　管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3　総括管理者は、無線従事者を選任又は解任した際には、その旨を遅滞なく東北総合通信局長に届けなければならない。

（平二二訓令一四・一部改正）

（無線従事者の任務）

第十条　無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌の記載を行う。

（通信取扱者）

第十一条　通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

2　通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

（書類等の管理）

第十二条　管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2　管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3　管理責任者及び通信取扱者は、無線業務日誌を査閲するものとする。

4　管理責任者は、毎年一月から十二月までの無線業務日誌をとりまとめた抄録を作成し、総括管理

者に提出するものとする。

5　監理責任者は、無線従事者選解任届及び無線業務日誌抄録の写を整理のうえ保管しておくものとする。

（平二二訓令一四・一部改正）

（災害発生時等の連絡体制）

第十三条　災害発生時等（警報発令時）における連絡体制は、別表第二のとおりとする。

（運用方法）

第十四条　弘前地区消防事務組合板柳消防署の遠隔制御器の運用については、総務課長補佐がこれにあたる。

2　同報子局の運用については、子局の所在する町内の行政連絡員がこれにあたる。

3　各遠隔制御器及び子局の運用に関しては、板柳町防災行政用無線設備に支障を与えないものとし、災害発生時等（警報発令時）には、その通信統制に従って運用するものとする。

4　運用の際には、放送申込書（様式第一号）により管理責任課へ申し込むものとする。

（平一六訓令五・平二二訓令一四・平二五訓令三・平二九訓令八・一部改正）

（放送種別）

第十五条　放送の種別は、次のとおりとする。

一　緊急放送

二　一般放送

三　時報

（放送時間）

第十六条　放送時間は、次のとおりとする。

一　緊急放送は、管理責任者が、必要と認める時とする。

二　一般放送は、管理責任者が、放送申込書により調整して定める。

三　時報は、次のとおりとする。

イ　午前六時

ロ　正午

ハ　午後五時

ニ　午後八時

（無線設備等の保守点検）

第十七条　無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行うものとする。

一　月点検（様式第二号）

二　年点検（様式第三号）

2　無線設備は、毎年一回以上専門技術者による定期点検を実施するものとし、外部に委託する場合は保守契約を締結しておくものとする。

3　保守点検の責任者は、次のとおりとする。

一　月点検は、管理責任者とする。

二　年点検は、総括管理者とする。

4　予備装置及び予備電源を使用しての動作試験を毎年二回以上実施し、機能を確認しておくものとする。

5　点検の際に、異常を発見したときは、速やかに管理責任者に報告し、保守契約をしている業者等に連絡を行い、障害の除去に努めるものとする。

(通信訓練)

第十八条　管理責任者は、非常災害発生時に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、総合防災訓練に併せた通信訓練を毎年一回以上行うものとする。

2　訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び不感地帯への通報伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第十九条　管理責任者は、通信取扱者等に対して毎年一回以上の電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附　則

この規程は、平成四年九月一日から実施する。

附　則(平成一六年三月四日訓令第五号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成二二年三月三一日訓令第一四号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附　則(平成二五年六月二六日訓令第三号)

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附　則(平成二九年三月三一日訓令第八号)

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平25訓令3・全改)

回線構成及び設置場所(固定系)

No.	設置場所
1	板柳町大字五林平字前橋1-1
2	板柳町大字夕顔関字長田34-7
3	板柳町大字常海橋字駒田243-4
4	板柳町大字夕顔関字池上4
5	板柳町大字常海橋字松枝53
6	板柳町大字常海橋字俵元113-8
7	板柳町大字滝井字西田61-5
8	板柳町大字滝井字西田19-1
9	板柳町大字常海橋字稲葉32-2
10	板柳町大字柏木字片田野165-1
11	板柳町大字牡丹森字鴨泊179-1
12	板柳町大字柏木字五反田1-2
13	板柳町大字狐森字蓮沼2-3
14	板柳町大字柏木字鴨泊1-2
15	板柳町大字高増字前田82
16	板柳町大字大俵字和田287-先
17	板柳町大字大俵字和田274-3
18	板柳町大字五幾形字飯田342
19	板柳町大字野中字若松69
20	板柳町大字石野字宮本56-6

No.	設置場所
21	板柳町大字赤田字松下28-8
22	板柳町大字三千石字宮内1-8
23	板柳町大字福野田字増田56-1-先
24	板柳町大字福野田字実田67-15
25	板柳町大字福野田字本泉40-4
26	板柳町大字福野田字本泉32
27	板柳町大字小幡字柳田45-4
28	板柳町大字掛落林字前田56-2
29	板柳町大字灰沼字玉川15-75
30	板柳町大字深味字深宮35-3
31	板柳町大字太田字前橋30-1
32	板柳町大字横沢字西里見97-5
33	板柳町大字飯田字村元21-1
34	板柳町大字板柳字土井89
35	板柳町いたや町1丁目40
36	板柳町大字灰沼字岩井61
37	板柳町大字三千石字木賊72-21
38	板柳町大字三千石字木賊83
39	板柳町大字福野田字常盤121-1

回線構成及び設置場所(移動系)

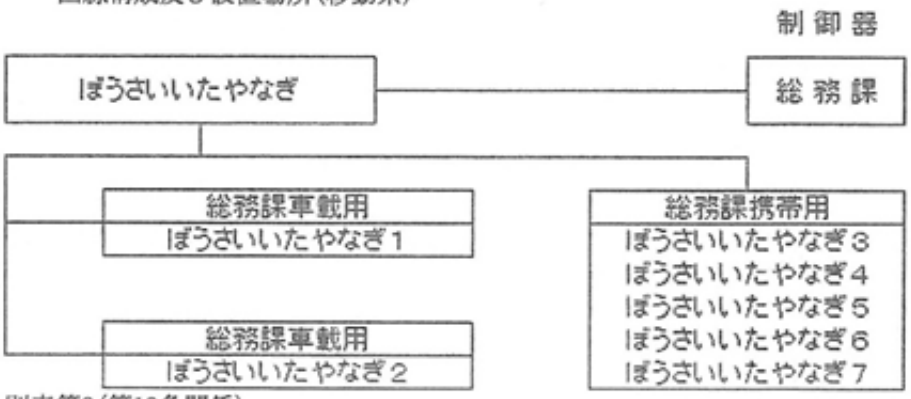

別表第2(第13条関係)

災害発生時の連絡体制

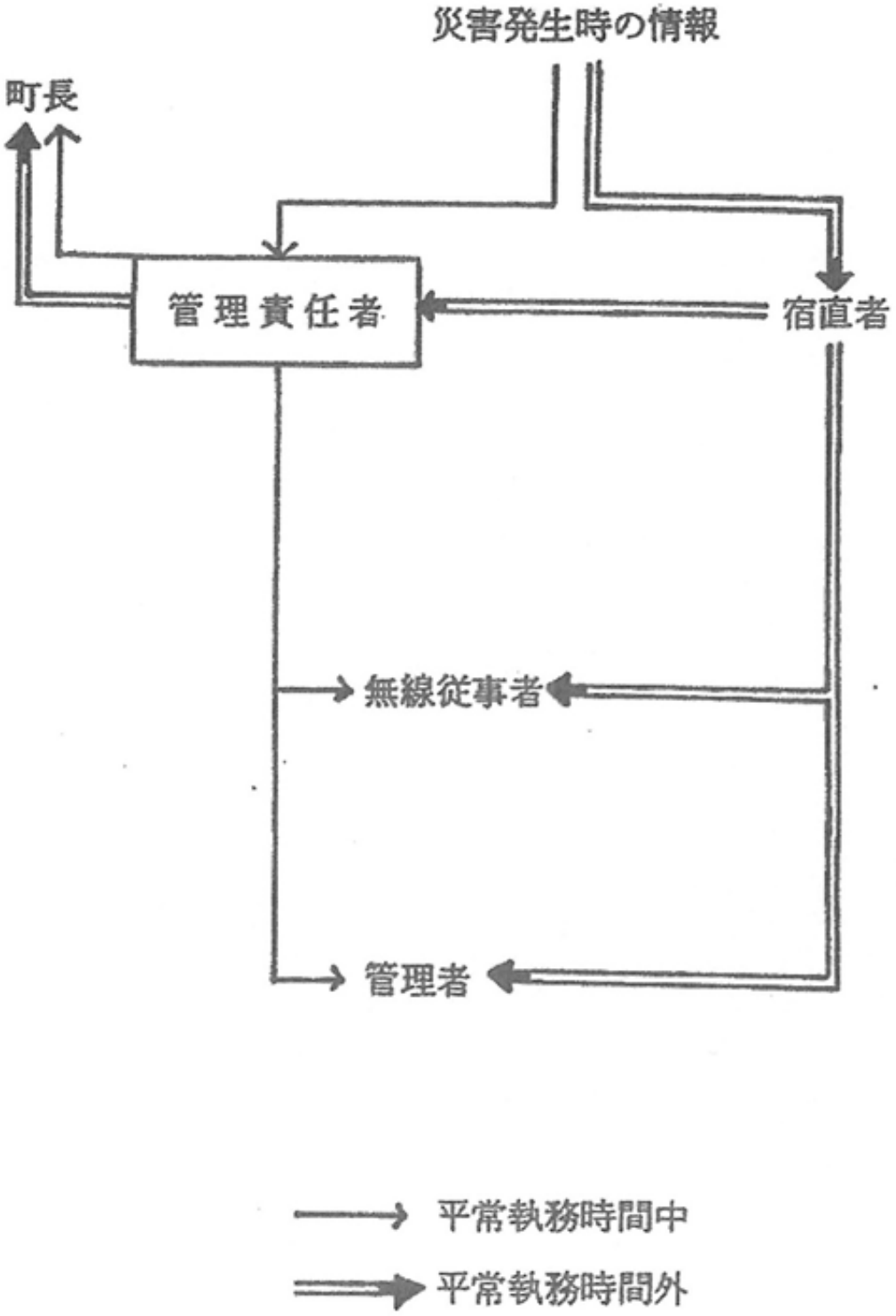

様式第1号（第14条関係）

様式第1号（第14条関係）

放送申込書（緊急・一般）

<table>
<tr><td>総務課長</td><td>課長補佐</td><td>係　　長</td><td>主管課長</td><td colspan="2">依頼者職氏名印</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">申　込　月　日（時）</td><td colspan="3">放　送　予　定</td></tr>
<tr><td colspan="3">月　日　時　分</td><td colspan="3">月　日　時　分・　時　分
月　日　時　分・　時　分
月　日　時　分・　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="3">放送件名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">放送内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">顛末</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第2号（第17条関係）

毎月点検

点検年月日	年　月　日	局　名	
点検者名		管理責任者印	

点　検　項　目	結　果
1　無線系の動作確認 2　予備電源、予備装置の動作確認 3　同報子局の音声試験 4　その他特記事項	
備　考	

様式第3号（第17条関係）

毎年点検

点検年月日	年　月　日	局　名	
点検者名		管理責任者印	

点　検　項　目	結　果
1　通信取扱者に対する研修又は指導監督の有無 2　選任している無線従事者数の適否 3　管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否 4　無線従事者選（解）任届の提出の有無 5　免許状の備付けの有無及び指示方法の適否 6　日誌抄録の提出の有無 7　定期通信訓練実施の有無 8　無線系の耐震対策の確認	

備　考

様式１　被害者実態調査（個票）

被害者実態調査（個票）

調査年月日　　年　　月　　日

集落名

調査員氏名

世帯主名	住所	年齢	職業	事業を営んでいるとき	
				事業内容	従業員数
電話（　　）	板柳町大字 字　　番地　　号	歳			人

被害状況				
人的被害	死者	行方不明	重傷	軽傷
	人	人	人	人

住家被害			
	種類	住家	非住家
	被害の区分（○印をつける）	1 全壊（焼） 2 半壊（焼） 3 流失 4 一部破損 5 床上浸水 1～49cm 50～99cm 100cm以上 6 床下浸水	1 全壊（焼） 2 半壊（焼） 3 流失 4 一部破損 5 床上浸水 6 床下浸水
	棟数	棟	棟
	所有	自家・借家・間借	

家族氏名	続柄	年齢	職業又は学校名

家族構成	男	女	計	小学生	中学生	老人
	人	人	人	人	人	人

世帯内訳	非保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯

※課税状況	非課税　　均等割　　所得額

備考

※印は記入する必要はありません。

様式２　被害者名簿

被　害　者　名　簿

年　月　日　時　分　担当者

番号	集落名	世帯主名	住所	人員	住家					非住家			その他
					損傷		浸水			損傷	浸水		
					全部 一部	所有	床上	床下	所有	全部 一部	床上	床下	

（注）全　部→全焼、全壊、流出　　一　部→半焼、半壊、一部破損
　　所　有→自家、借家、間借　　その他→人的被害、家畜の被害、その他

様式３　災害速報・災害確定報告

災害速報・災害確定報告

市町村名	板柳町	区分		被害
報告番号	第　　報 平成　年　月　日現在）	被災世帯数	世帯	
		被災者数	人	
報告者氏名				

区分			被害	区分		被害
人的被害	死者	人		公共文教施設	千円	
	行方不明者	人		農林水産業施設	千円	
	負傷者 重傷	人		公共土木施設	千円	
	負傷者 軽傷	人			千円	
住家被害	全壊	棟		その他の公共施設	千円	
		世帯		小計	千円	
		人		その他 農産被害	千円	
	半壊	棟		林産被害	千円	
		世帯		畜産被害	千円	
		人		水産被害	千円	
	一部破損	棟		商工被害	千円	
		世帯			千円	
		人		その他	千円	
	床上浸水	棟		被害金額	千円	
		世帯		災害対策本部 名称		
		人				
	床下浸水	棟				
		世帯				
		人		設置	月　日　時	
非住家	公共建物	棟		解散	月　日　時	
	その他	棟		消防職員出動延人数	人	
その他	田 流出埋没	ha		消防団員出動延日数	人	
	田 冠水	ha		災害救助法適用年月日	年　月　日	
	畑 流出埋没	ha		その他		
	畑 冠水	ha				
	文教施設	箇所				
	病院	箇所				
	道路	箇所				
	橋梁	箇所		備考	1　災害発生場所	
	河川	箇所			2　災害発生年月日	
	砂防	箇所			3　災害の種類状況	
	水道	箇所			4　消防機関の活動状況	
	清掃施設	箇所			5　その他	
	崖崩れ	箇所				
	鉄道不通	箇所				
	通信被害	箇所				

様式４　災害状況調

災　害　状　況　調

災害発生　年　月　日

災害対策本部設置　年　月　日

区分			人的被害						住家の被害															非住家の被害
					負傷者				棟数					世帯数及び人員										
月日 時分 発(受)	発(受)信者 氏名	月日 時分 現在	死者	行方不明	重傷	軽傷	小計	計	全壊(焼)流出	半壊(焼)	一部破損	床上浸水	床下浸水	全壊(焼)流出		半壊(焼)		一部破損		床上浸水		床下浸水		(棟)
														世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	

様式５　救助の実施状況

救　助　の　実　施　状　況

年　　月　　日現在

区分			避難所		応急仮設住宅		炊出	飲料水		被服、寝具等				医療及び助産					救出		応急処理	学用品		埋葬	死体の検索処理	障害物の除去
														医療班		医療機関										
月日時分発（受）	発（受）者氏名	月日時分現在	箇所数（箇所）	収容人員（人）	設置戸数（戸）	完成戸数（戸）	給食実人員（人）	対象人員（人）	給水車台数（台）	世帯数（世帯）	被服（点）	寝具（点）	その他（点）	（班）	（人）	（機関）	（人）	分娩者数（人）	救出人員（人）	行方不明（人）	対象数（世帯）	小学生（人）	中学生（人）	埋葬数（体）	処理数（体）	対応世帯数（世帯）

様式６　医療施設被害

医　療　施　設　被　害

年　　月　　日現在

被害施設名	被害の程度							被害金額
	全壊	半壊	全焼	半焼	流出	浸水	その他	(千円)
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	

様式７　環境衛生施設被害

環　境　衛　生　施　設　被　害

月　　日現在

（金額単位：千円）

区　分 施　設　名	被　害　内　容	被　害　額
計		

（注）被害内容には、各施設ごとに被害程度を記入すること。

様式８　水道施設被害

水　道　施　設　被　害

月　　日現在
（金額単位：千円）

区　分 施　設　名	被　害　内　容	被　害　額
計		

（注）被害内容には、上水道、簡易水道ごとに被害程度を記入すること。

様式９　水稲被害（水害）

水　稲　被　害（水害）

月　　日現在

地区名	作付面積 (ha)	被害面積 計 (ha)	被害面積 うち被害率30%以上 (ha)	被害減収量 (t)	単価 (円)	被害額 (千円)	埋没・決壊 被害面積 (ha)	埋没・決壊 被害量 (t)	土砂流入 被害面積 (ha)	土砂流入 被害量 (t)	冠水 被害面積 (ha)	冠水 冠期間 (ha) 1日未満	冠水 冠期間 (ha) 1～2日	冠水 冠期間 (ha) 3～4日	冠水 冠期間 (ha) 5～6日	冠水 冠期間 (ha) 7日以上	冠水 冠期間 (ha) 冠水中	冠水 被害量 (t)	浸水被害面積 (ha)	被害農家戸数	被害農家戸数 うち被害率30%以上の被害農家 (戸)
◎	△	◎		△	△	△	( ) ◎	△	( ) ◎	△	◎	( ) △	( ) △	( ) △	( ) △	( ) △	△	( ) ◎ △	△		

(注) 1　第１報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告する。確定報告は、全ての欄に記入し報告すること。（以下の報告についても同様）

2　冠水期間については、明確になった面積については期間区分し、その時点で冠水中の面積は「冠水中」として報告する。浸水については、水が引いたあとも差し引かず、「浸水被害面積」として報告する。

3　被害面積等の上段（　）には、被害率を記入する。

4　被害様相は次の区分による。

（1）埋没・決壊・・・・・土砂が畦畔の高さを超えて堆積したもの及び耕土が流失したもの

（2）土砂流入・・・・・土砂の堆積が畦畔の高さまで達しないもの

（3）冠　　水・・・・・稲が全部水中に没したもの

（4）浸　　水・・・・・水が畦畔の高さを超えて、かつ冠水には至らないもの

様式10　水稲被害（風害、干害、霜害等）

水　稲　被　害（風害、干害、霜害等）

月　日現在

地区名	作付面積	被害面積		被害減収量	単価	被害額	被害程度別面積内訳				減収量				被害農家戸数	
			うち被害率30%以上				30%未満	30～49%	50～69%	70%以上	30%未満	30～49%	50～69%	70%以上		うち30%以上の被害農家
	(ha)	(ha)	(ha)	(t)	(円)	(千円)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(t)	(t)	(t)	(t)	(戸)	(戸)
◎		◎		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

(注) 1　第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告すること。

様式11　りんご被害

り　ん　ご　被　害

月　　日現在

地区名	栽培面積 (ha)	災害の種類	種目	被害面積 (ha)	被害程度別面積内訳 30%未満 (ha)	30～49% (ha)	50～69% (ha)	70%以上 (ha)	被害量 減収 (t)	品質低下 落果 (t)	品質低下 樹上損傷 (t)	被害金額 (千円)	備考
	△	1 水害 2 風害 3 雹害 4 雪害 5 凍霜害 ◎	(1) 園地浸水 (2) 樹冠浸水 (3) 土砂堆積埋没 (4) 樹の流失 (5) 倒伏 (1) 落下、樹上損傷 (2) 樹体損傷 (裂開折損含む) ◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	＊ 1の(1)は樹冠下浸水をいう。従って被害面積欄のみに記入すること ＊ 1の(2)は樹冠の浸水割合によって程度別を記入すること。 ＊ 1の(3)の被害程度は次の区分により記入すること。 ・地表から50cm～30%以下 ・51cmから樹冠下～30～49% ・樹冠の半分～50～69% ・樹冠の半分以上～70%以上
合計													
被害戸数													

品種別被害割合　　（単位：%）

地区名	区分	つがる	陸奥	ジョナ	北斗	王林	ふじ	その他
	減収							
	落果							
	樹上損傷							

(注)
1．減収量：各被害種目毎の被害程度別面積×（減収率×10ａ当たりの生産量）
2．品質低下量：各被害種目毎の被害程度別面積×（品質低下率×10ａ当たりの生産量）
3．減収額：減収量×１ｔ当たりの単価
4．品質低下額品質低下量×１ｔ当たり損害単価
5．樹体損傷額：樹体損傷木数×被害損傷率×１樹当たり樹体損傷額（果樹共済算定方式）
6．第１報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
　また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式12　畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害

畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害

月　日　時現在

地区名	作物大分類	作物小分類	被害程度別面積（ha）					被害減収量（t）					単価（円）	被害額（千円）	備考
			計	30%未満	30～49%	50～69%	70%以上	計	30%未満	30～49%	50～69%	70%以上			
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計															

（注）1　作物大分類には、「麦類」「雑穀、いも、豆類」「野菜」「果樹」「工芸作物」「花き」等を記入。
2　作物小分類には、小麦、ばれいしょ、トマト、ぶどう、たばこ、切花類、桑等々を記入。
3　桑の被害額は、繭に換算して算出する。被害額は被害面積×10ａ当たり収繭量による。
4　備考欄には、別に定めるもの以外のものについては、被害減収量算定根拠と被害の態様を記入すること。
5　第１報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式13　果樹類樹体被害（りんごを除く）

果　樹　類　樹　体　被　害（りんごを除く）

月　　日　　時現在

地区名	樹種名	被害程度別面積（ha）				単価（円）	被害額（千円）	備考
		30％未満	30～69％	70％以上	計			
	◎	△	△	△	◎	△	△	
合計								

（注）1　被害額は、樹体損傷面積×被害損傷率×10ａ当たり樹体損傷額（農畜業用固定資産評価標準）－農林水産省－
　　2　第１報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
　　また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式14　畜産関係被害（家畜・畜産物等）

畜産関係被害（家畜・畜産物等）

月　日　時現在

区分 / 地区名										備考
	被害数量（頭羽数等）	単価（円）	被害額（千円）	被害数量（頭羽数等）	単価（円）	被害額（千円）	被害数量（頭羽数等）	単価（円）	被害額（千円）	
	（　　）◎	△	△	（　　）◎	△	△	（　　）◎	△	△	
合計										

（注）1　区分欄には乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、めん羊、配合飼料、牧乾草、購入粗飼料、牛乳、卵等を記入。
2　被害数量欄の（　）内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入。
3　第１報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式15　畜産関係被害（牧草・飼料作物等）

畜産関係被害（牧草・飼料作物等）

月　日　時現在

地区名	作物名	被害の態様		被害程度別面積（ha）					被害減収量（t）					単価（円）	被害額（千円）	備考
				計	30%未満	30～49%	50～69%	70%以上	計	30%未満	30～49%	50～69%	70%以上			
	◎	内訳	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	合　計															

（注）1　被害の態様の欄には、枯死、牧草腐敗、埋没、決壊、倒伏、冠水、流失等の被害の態様を記入し、この態様別に被害面積及び被害減収量を記入すること。

2　備考欄に箇所数等を記入すること。

3　牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とすること。
牧草の年間収量に占める生育時期別割合　　１番草　５０％　　２番草　３０％　　３番草　２０％

4　第１報（災害発生後直ちに報告）は丸印のみ報告し、第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告は全ての欄に記入し報告する。

様式16　農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）

農業関係共同利用施設被害（農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）

地区名＿＿＿＿＿＿＿＿

月　　日　　時現在（単位：千円）

種類名	被害施設名	全壊		大破		中破		小破		計		備考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	（　　）									◎	△	
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
合計												

（注）1　種類名には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
2　被害施設名欄の下段（　）内には所有者名を記入する。
3　件数等には件数・種類・台数・㎡数等を記入する。
4　「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等について」を参照。
5　「件数等」には被害面積も記入する。
6　第１報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式17　農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）

農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）

地区名＿＿＿＿＿＿＿＿

月　　日　　時現在（単位：千円）

種類名	被害施設名	全壊		大破		中破		小破		計		備考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	（　　）									◎	△	
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
合計												

（注）1　種類名には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
2　被害施設名欄の下段（　）内には所有者名を記入する。
3　件数等には件数・種類・台数・㎡数等を記入する。
4　「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等について」を参照。
5　「件数等」には被害面積も記入する。
6　第１報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式18　農業関係非共同利用施設被害

農業関係非共同利用施設被害

地区名＿＿＿＿＿＿＿＿

月　　日　　時現在（単位：千円）

種類名	被害施設名	全壊		大破		中破		小破		計		備考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	（　　）									◎	△	
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
	（　　）											
合計												

（注）1　種類名には「経済関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入する。
2　被害施設名欄の下段（　）内には所有者名を記入する。
3　件数等には件数・種類・台数・㎡数等を記入する。
4　「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については、「農業関係被害の算定基準等について」を参照。
5　「件数等」には被害面積も記入する。
6　第１報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式19　農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

地区名＿＿＿＿＿＿＿＿

月　　日　　時現在（単位：千円）

種類		数量	単位	単価（円）	被害額（千円）	備考
生産資材	（　　）					
	（　　）					
	（　　）					
	計					
その他	（　　）					
	（　　）					
	（　　）					
	計					
合計						

（注）1　在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有または管理するものをいう。
2　「種類」の欄（　）内には農協等名を記入する。
3　備考欄には、被害の実態等を記入する。
4　第１報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告し、第２報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式20　農地・農業用施設関係被害

農地・農業用施設関係被害

平成　年　月　日　時　現在

「平成　年　月　日の　　による災害」

農地の上段（　）書きは畑被災分で内数　　施設の上段（　）は延長　　（単位：千円・ha）

市町村名	被害報告額	左の内訳																			備考
		農地			農業用施設																
					頭首工		水路		ため池		揚水機		橋梁		道路		農地保全		施設小計		
		箇所	面積	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
計																					

様式21　商工業、観光業施設被害

商工業、観光業施設被害

月　　日　　時現在
（金額単位：千円）

名称／区分	被害内容	被害金額
合　　計		

（注）被害内容には、鉱山、商店、事務所ごとにかつその被害程度を記入すること。

様式22　土木施設被害（国、県、町別）

土木施設被害（国、県、町別）

月　　日　　時現在
（金額単位：千円）

区　分	被害箇所数	被害金額	主たる被害箇所及び内容
河　川			
砂　防			
道　路			
橋　梁			
下水道			
合　計			

（注）被害内容には、鉱山、商店、事務所ごとにかつその被害程度を記入すること。

様式23　建築物被害

建　築　物　被　害

（　　年　　月分）

青森県知事　　殿 年　　月　　日 板柳町 長　　印 建築基準法第１５条第２項の規程により、災害による建築物の滅失を報告します。	受付年月日番号 ※

1　災害市町村名			
2　災害種別	火災、風水害、地震その他	3　火災件数	

4　被害区分 / 5　建築物の数 住宅の戸数 面積の合計 / 7 建築物の用途 / 6 構造	全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流出				8 建築物の損害見積額（万円）
	建築物の数 / 住宅の戸数	床面積の合計（㎡）	建築物の数 / 住宅の戸数	床面積の合計（㎡）	建築物の数 / 住宅の戸数	床面積の合計（㎡）	
住居	木造	棟 / 戸		棟 / 戸		棟 / 戸		
	その他	棟 / 戸		棟 / 戸		棟 / 戸		
鉱工業		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
商業		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
文教公務		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
その他		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		
		棟		棟		棟		

（注）イ　※欄は記入しないこと。
　　ロ　２、４欄は該当文字を○印にて囲むこと。
　　ハ　この書は災害種別ごとに作成のこと。

様式24　文教関係被害

文　教　関　係　被　害

月　日　時現在
（金額単位：千円）

区分 / 地区名	児童、生徒（教職員、事務職員）被害					教科書被害	学校施設										社会教育施設						被害合計金額
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計		保育所		小学校		中学校		高校		各種専修学校		社会教育施設		社会体育施設		文化財		
							所数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	施設数	金額	施設数	金額	施設数	金額	
計																							

様式25　福祉施設被害

福　祉　施　設　被　害

月　　日　　時現在
（金額単位：千円）

福祉施設種別	被災施設名	設置主体	建物延面積	被災の程度の内容	被災金額
計					

様式26　その他の公共施設被害

その他の公共施設被害

月　　日　　時現在
（金額単位：千円）

区分 ＼ 施設名	被害内容	被害金額
計		

板 柳 町 地 域 防 災 計 画

（資料・様式編）

昭和４３年

昭和５３年４月修正

昭和５９年６月修正

平成元年８月修正

平成１０年全面改正

平成２２年３月修正

平成３０年３月修正

編集発行：板柳町防災会議

事 務 局：板柳町役場　総務課

板柳町大字板柳字土井２３９番地３

TEL０１７２－７３－２１１１